

平成 20 年第4回まんのう町議会定例会会議録(第3号)
平成20年12月22日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	おはようございます。執行部、土地改良課長、久保田正章君欠席のため、課長補佐、森末史博君が出席しておりますので、ご報告します。 ただいまの出席議員は、21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長、久留嶋一之君。
	久留嶋 事務局長	ご報告申し上げます。 はじめに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 次に、各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。 次に、総務常任委員長、建設経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。 次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上で、議会報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。
	三好議会 運営委員長	議会運営委員長、三好勝利君。 議会運営委員会の報告を申し上げます。 12月19日 午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布されております議事日程第3号について、ご説明を申し上げます。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

	三好議会 運営委員長	日程第 4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
		日程第 5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
		日程第 6	議案第 1 号	まんのう町税条例の一部改正について
		日程第 7	議案第 2 号	まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定について
		日程第 8	議案第 3 号	まんのう町ふるさと応援基金条例の制定について
		日程第 9	議案第 4 号	まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
		日程第 10	議案第 5 号	まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について
		日程第 11	議案第 6 号	まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
		日程第 12	議案第 7 号	エピアみかどの指定管理者の指定について
		日程第 13	議案第 8 号	まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について
		日程第 14	議案第 9 号	まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について
		日程第 15	議案第 10 号	大川山キャンプ場の指定管理者の指定について
		日程第 16	議案第 11 号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について
		日程第 17	議案第 12 号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について
		日程第 18	議案第 13 号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について
		日程第 19	議案第 14 号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について
		日程第 20	議案第 15 号	塩入健康センターの指定管理者の指定について
		日程第 21	議案第 16 号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について
		日程第 22	議案第 17 号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について
		日程第 23	議案第 18 号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について
		日程第 24	議案第 21 号	三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議について
		日程第 25	議案第 22 号	平成 20 年度まんのう町一般会計補正予算案 第 3 号
		日程第 26	議案第 23 号	平成 20 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第 2 号
		日程第 27	議案第 24 号	平成 20 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第 1 号
		日程第 28	議案第 25 号	平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第 1 号

	三好議会 運営委員長	日程第 29 議案第 26 号 平成 20 年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第 1 号 日程第 30 議案第 27 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、即決でお願いします。 日程第 31 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について 日程第 32 意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案 日程第 33 意見書第 2 号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案 日程第 34 意見書第 3 号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書案 日程第 35 意見書第 4 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案 日程第 36 閉会中の継続調査について 以上の日程で意見の一一致を見、午前 10 時 35 分、委員会を閉会いたしました。
	末武議長	以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員会の報告を終ります。 ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
日程第 2		日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、3 番、本屋敷崇君、4 番、白川年男君を指名いたします。
日程第 3		日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長、高木堅君。 それではただいまから、総務常任委員会の委員長報告を申し上げたらと思います。
高木総務 常任委員長		去る 12 月 17 日、第 1 委員会室において、委員 7 名と教育民生常任副委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管、担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしたわけです。 12 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 18 号、議案第 21 号、議案第 22 号、意見書第 1 号の 21 案件でございます。

高木総務 常任委員長	<p>はじめに、議案第22号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案につきましては、教育民生常任副委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑について報告等がありました。その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より質疑、意見がありました。</p> <p>議案第22号 平成20年度一般会計補正予算案につきましては、委員より、情報通信費の備品購入費700万円の内容について質疑があり、執行部より、ムササビの被害により、ステンレスシールド巻き、光ケーブルへの交換資材代であるということです。今は、被害箇所以外の所について、点検パトロールを中讚テレビが行っているようです。</p> <p>また、委員より、防災対策費の備品購入費について質疑があり、執行部より、防災計画にもある備品で、国庫交付金の範囲内の購入とのことでございます。その他、商工費などについて、質疑意見がありました。</p> <p>議案第1号 まんのう町税条例の一部改正については、委員より、対象人数について、また、前納報奨金は、徴収率を上げるためにしていたと思うが、今の時代は、納付率を上げるために、コンビニ、カード等による納付も検討すべきでないかとの質疑等がございました。執行部より、対象者は、普通徴収で2千人程度、コンビニ納付等については、町単独ではできないので、関係機関と協議をしたいとのことでございます。</p> <p>議案第2号 まんのう町ふるさと応援寄付条例制定について、委員より、事業区分の中に、よきふるさととして、未来につながるような町にしたいという言葉を入れるのはどうか等の質疑があり、執行部より、よきふるさとでは分かりにくいので、寄付者に分かりやすく記載している。また、寄付申込書に、希望する町の取り組みを書いてもらうとのことでございます。</p> <p>議案第3号 まんのう町ふるさと応援基金条例制定について、寄付をいただくのに、寄付者に振込手数料負担のないよう、郵便局での取扱いをしているとのことでした。</p> <p>指定管理者の指定関係については、執行部より、審議会の答申書、各団体からの指定管理者指定申請書の写しの配布、説明の後、審査に入りました。</p> <p>議案第4号から議案第6号までの3議案につきましては、指定管理者審議会の審議の内容について質疑があり、執行部より、各審議委員に事前に資料を送付し、当日各公社等より今後の経営、事業計画について説明を受け、質疑を行い、点数項目については、かなり多岐に渡っているため、1週間程度期間をおき点数を出してもらった。審議会の中では様々な意見があったとの報告でございました。</p> <p>議案第7号から議案第11号までの5議案につきましては、委員より、指示した経営の改善が見られない場合は、条例で指定停止できるとなっているが、公社に伝わっているのかとの質疑があり、執行部より、厳しい時代、指定停止とは言ってはないが、改</p>
---------------	---

高木総務 常任委員長	<p>善がみられない場合は、確実に公募になるということでございます。</p> <p>議案第12号から議案第18号までの7議案につきましては、委員より、役員人事について質疑があり、執行部より、登記上は人数は6人で変更はないと、平成20年度1年間だけ、前社長が会長として社長を補佐してもらい、非常勤ではあるが役員会にも出席してもらっている。そのため、役員名簿では7人となっていると。また、低額ではあるが報酬を出しているということでございます。</p> <p>議案第21号 三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議については、来春以降、三豊市のコミュニティバスの運行が始まれば、町内に最低でも1ヶ所バス停を設置してもらい、現在検討している町内のデマンド体制と、接続できるよう協議していくこととござります。</p> <p>意見書第1号 家族従事者の人権保障のため、所得税法第56条の廃止をもとめる意見書案については、委員より、もう少し審査、検討する必要があるとの意見がございました。</p> <p>以上、付託されました案件につき、教育民生常任副委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>議案第1号</td><td>まんのう町税条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第2号</td><td>まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第3号</td><td>まんのう町ふるさと応援基金条例の制定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第4号</td><td>まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第5号</td><td>まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第6号</td><td>まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第7号</td><td>エピアみかどの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第8号</td><td>まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第9号</td><td>まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第10号</td><td>大川山キャンプ場の指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第11号</td><td>まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第12号</td><td>まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第13号</td><td>塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> </tbody> </table>	議案第1号	まんのう町税条例の一部改正について	全会一致で可決	議案第2号	まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定について	全会一致で可決	議案第3号	まんのう町ふるさと応援基金条例の制定について	全会一致で可決	議案第4号	まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第5号	まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第6号	まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第7号	エピアみかどの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第8号	まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第9号	まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第10号	大川山キャンプ場の指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第11号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第12号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全会一致で可決	議案第13号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について	全会一致で可決
議案第1号	まんのう町税条例の一部改正について	全会一致で可決																																						
議案第2号	まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定について	全会一致で可決																																						
議案第3号	まんのう町ふるさと応援基金条例の制定について	全会一致で可決																																						
議案第4号	まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第5号	まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第6号	まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第7号	エピアみかどの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第8号	まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第9号	まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第10号	大川山キャンプ場の指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第11号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第12号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						
議案第13号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について	全会一致で可決																																						

日程第4	高木総務 常任委員長	議案第 14 号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について	全会一致で可決			
		議案第 15 号	塩入健康センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決			
		議案第 16 号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決			
		議案第 17 号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について	全会一致で可決			
		議案第 18 号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について	全会一致で可決			
		議案第 21 号	三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議について	全会一致で可決			
		議案第 22 号	平成 20 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号	全会一致で可決			
		以上で意見の一一致を見ました。					
また、意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため、所得税法第 56 条の廃止をもとめる意見書案については、全会一致で継続審査となりましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出いたします。							
以上が付託案件審査の報告です。							
また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を午後 3 時 5 分に閉会いたしました。							
以上で総務常任委員会の委員長報告を終わりたいと思います。							
これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。							
ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。							
質疑はありませんか。							
(「なし。」)							
質疑なしと認めます。							
これをもって質疑を終了いたします。							
日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。							
教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。							
教育民生常任委員長、黒木保君。							
教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。							
去る 12 月 15 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもと、教育民生常任委員会を開催しました。							

黒木教育 民生常任 委員長	<p>12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、議案第23号、議案第24号、意見書第4号の3案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細説明があり慎重に審査を行いました。</p> <p>議案第23号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案については、補正の理由について質疑があり、執行部より、当初予測より、医療給付費が増加したため、また、特定健康診査等事業費については、単価が決まったための増、保健事業費については、事業が廃止となったための減のことでした。</p> <p>議案第24号 平成20年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案については、介護予防特定高齢者施策事業の業務委託先について質疑があり、執行部より、中讃広域に委託することでした。</p> <p>また、意見書第4号の審査を行い、次に、平成20年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員より、保育所、障害者福祉、児童手当、廃校舎の利活用、人権対策費などについて質疑があり、執行部の答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものと思います。</p> <p>また、意見として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の保育時間の延長について検討してほしい。 ・学校管理費を予算減額するのはいいが、教育振興費をもっと手厚くして総合学習等で活用してほしいとの意見がありました。 <p>以上、付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">議案第23号</td><td style="width: 33%;">平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号</td><td style="width: 33%;">全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第24号</td><td>平成20年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第1号</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>意見書第4号</td><td>トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案</td><td>全会一致で可決</td></tr> </table> <p>することで意見の一致を見ました。</p> <p>以上付託案件審査の報告です。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を午後0時15分閉会いたしました。</p> <p>以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>	議案第23号	平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号	全会一致で可決	議案第24号	平成20年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第1号	全会一致で可決	意見書第4号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案	全会一致で可決
議案第23号	平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号	全会一致で可決								
議案第24号	平成20年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第1号	全会一致で可決								
意見書第4号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案	全会一致で可決								
末武議長										

	末武議長	(「なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
日程第5		日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、大西豊君。
	大西豊 建設経済 常任委員長	建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る12月16日、第1委員会室におきまして、委員6名と、議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長、課長補佐出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 12月定例会本会議におきまして、建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第25号、議案第26号、発議第1号、意見書第2号、意見書第3号の5案件であり、本会議に引き続き、執行部及び発議者より詳細説明がありました。 議案第25号 平成20年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案については、水道施設の集中管理など、管理体制について質疑があり、執行部より、仲南地区は高屋原で監視できるが、他は別である。現在のところ、現体制での管理を考えているとの報告でした。 議案第26号 平成20年度まんのう町水道事業会計補正予算案については、水道水の異臭、満濃池の濁り等の原因について質疑があり、執行部より、今後は、満濃池土地改良区及び関係機関、各課協議し、対応して行きたいとの報告でした。 発議第1号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、主旨はよいが、あらゆる角度から、もう少し審査、検討する必要があるとの意見がありました。 また、意見書第2号、意見書第3号について審査を行い、次に、平成20年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。委員より、総合公園の工事の進捗状況、2千万円の工事の内容等について質疑があり、執行部より、工事については来年3月中旬を目標に工事を進めている。また、工事の内容については、透水性のある舗装等を国の補助対象として実施することとしたことでした。また、意見として、総合公園のトライアルランドの利用については、騒音対策について十分検討してもらいたいとの意見がありました。 その他についても質疑、意見がありましたが、執行部の答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了解したものと思います。

日程第6	大西豊 建設経済 常任委員長	<p>以上、付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定しましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">議案第25号</td><td>平成20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第1号 全会一致で可決</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">議案第26号</td><td>平成20年度 まんのう町水道事業会計補正予算案 第1号 全会一致で可決</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">意見書第2号</td><td>地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案 全会一致で可決</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">意見書第3号</td><td>地方整備局の事務所・出張所の存続をもとめる意見書案 全会一致で可決</td></tr> </table> <p>などで意見の一致を見ました。</p> <p>また、発議第1号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については全会一致で継続審査となりましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。</p> <p>また、水道水源である満濃池の状況について、現地調査を行いました。</p> <p>以上が付託案件審査の報告です。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を午後4時閉会いたしました。</p> <p>以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第6 議案第1号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	議案第25号	平成20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第1号 全会一致で可決	議案第26号	平成20年度 まんのう町水道事業会計補正予算案 第1号 全会一致で可決	意見書第2号	地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案 全会一致で可決	意見書第3号	地方整備局の事務所・出張所の存続をもとめる意見書案 全会一致で可決
議案第25号	平成20年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第1号 全会一致で可決									
議案第26号	平成20年度 まんのう町水道事業会計補正予算案 第1号 全会一致で可決									
意見書第2号	地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案 全会一致で可決									
意見書第3号	地方整備局の事務所・出張所の存続をもとめる意見書案 全会一致で可決									

	末武議長	<p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7 議案第2号 まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号 まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第3号 まんのう町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号 まんのう町ふるさと応援基金条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9 議案第4号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p>
日程第7		
日程第8		
日程第9		

	末武議長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 10		<p>日程第10 議案第5号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 11		<p>日程第11 議案第6号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 12		<p>日程第12 議案第7号 エピアみかどの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p>

	末武議長	<p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号 エピアみかどの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第13		<p>日程第13 議案第8号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第14		<p>日程第14 議案第9号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第9号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

日程第 15	末武議長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 15 議案第 10 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 10 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 16		<p>日程第 16 議案第 11 号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 11 号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 17	川原議員	<p>日程第 17 議案第 12 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>16 番、川原茂行君。</p> <p>議案第 12 号から、指定管理者の指定についてでありますが、先ほど委員長の報告の中で、コンサルタントに経営診断してもらつておると。それで、指定の時期が 21 年 4 月 1 日から 22 年の 3 月 31 日と、この間に改善されなかつた場合には公募すると、こういう委員長の発言だったと思うんですが、これは執行部の方でも、改善ない場合には公募しますと、確実に解釈してよろしい</p>

日程第 18	<p>川原議員 ですか。</p> <p>末武議長 高木堅君。</p> <p>高木議員 今、川原議員さんの質問でございますが、この件に関して、委員会でもかなりきつい意見、また、いろいろな角度から見て、絶対改善しなくてはいけないということで、執行部より確実に公募するという発言がございましたので、川原議員さんに説明しとります。</p> <p>末武議長 これをもって討論を終了します。</p> <p>これより議案第 12 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、</p> <p>質疑であって、討論ではなかったと思うんです。討論なら反対の討論であったし、今の部分については採決する必要がなくて、そのままと思いますんで、そうしたほうが、僕はいいと思いますんで、よろしくお願ひします。</p> <p>藤田議員 討論しどんとちゃうで。</p> <p>川原議員 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>末武議長 これより議案第 12 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 18 議案第 13 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 13 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--------	---

日程第 19	末武議長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 19 議案第 14 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 14 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 20		<p>日程第 20 議案第 15 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 15 号 塩入健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 21		<p>日程第 21 議案第 16 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 16 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	末武議長	(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 22 議案第 17 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 17 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 23 議案第 18 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 18 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 24 議案第 21 号 三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議についてを議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
日程第 22		
日程第 23		
日程第 24		

	末武議長	<p>これより議案第21号 三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>10時45分まで休憩といたします。</p>	(休憩 10時20分)
日程第25	末武議長	<p>休憩を戻して会議を開いたします。</p>	(再開 10時45分)
		<p>日程第25 議案第22号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案 第3号を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第22号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案 第3号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
日程第26		<p>日程第26 議案第23号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p>	

日程第 27	<p>末武議長 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 27 議案第 24 号 平成 20 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 24 号 平成 20 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第 1 号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 28 議案第 25 号 平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 25 号 平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第 1 号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 29 議案第 26 号 平成 20 年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 26 号 平成 20 年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第 1 号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
--------	---

	末武議長	(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 30		日程第 30 議案第 27 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 27 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。 出産時の分娩に関連し、発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能を主な目的として、平成 21 年 1 月 1 日より、産科医療補償制度が創設されることを踏まえ、被保険者が出産に際して増加する場合が多く見込まれることから、出産育児一時金等の支払額、現行は 35 万円を見直すこととし、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令、出産育児一時金関係が定められました。それに伴い、本町におきましても、まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例案により、出産育児一時金について改正が必要となりました。法的手続きの時期の決定が遅れ、今回、追加議案となっていました。
	末武議長	ご審議いただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	本屋敷議員	3 番、本屋敷崇君。 まず、議案自体をこの時期に出していくということは、議運のほうでも各委員さんの方から、ちょっと問題があるんではないかということはおっしゃってくれよったようですので、今後気をつけていただきたいなという部分はお願いしておいて、教育民生常任委員会のほうでも、予算的にも関わるところがあり、少し質疑したんですけども、その時から経過して、今、疑問点として、その補償制度ができることによって、病院のほうの療養費が上がると見込まれるため 3 万円ということですけれども、この 3 万円という金額が、大体上乗せされる各病院で、上乗せされる額として決まっとんのか。ほんまは病院は 5 万乗せてくるけれども、保険制度の補償によって 3 万しか出しませんよとか、そういうことではないのかどうか。それがあるんであれば、出産費用が大幅に上がることになって、出産する者にとってはつらいことが起こるんですけれども、それは大体 3 万円で賄えるという算定なのかどうかだけ、お聞きします。
	末武議長	福祉保険課長、竇智俊史君。

	實智福祉 保険課長	ただいまの本屋敷議員さんのご質問ですけれども、3万円を限度として支給するということです。システムとしては、医療機関、産科ですけれども、産科の医療機関が民間の保険会社と契約をいたします。その契約に要する費用を3万円を限度として支給するということでございます。出産一時金というのは、現行35万円でございます。それは据え置きです。その据え置きの35万に上乗せした3万円というのは医療補償の部分でございます。医療事故があった場合の保険費を補填するということです。出産に関わる費用負担は35万円ということで増えるものではございません。
	末武議長 本屋敷議員	3番、本屋敷崇君。 質問の意図としましては、病院が保険業者にかける掛金としては、3万円としてかけるものであるのか、3万円を補填するのか。その保険にかける額は、各病院によってあいまいであって、1万円しか掛けん病院もあったり、5万円掛ける病院もあったりするということはありえるのかどうかということだけです。
	末武議長 實智福祉 保険課長	實智俊史君。 ただいまのご質問ですけれども、保険金額については、保険会社とその産科の医療機関との契約でございます。本人負担は変わらない。その保険金についても、現在のところは、まだ1月1日からの施行です。現状としては、3万円を限度として保険制度に加入するということでございますので、本人負担には関係ないというところでございます。国ほうでの出産一時金の35万と言うのは変わらないと。それは据え置きです。医療事故があった場合の補償として、国で3万円を限度としてみるということでございます。契約の保険金額は、現在のところ、私どもは分かりません。あくまでも、医療機関と保険会社の契約ということになります。1万円であるか2万円であるか5万円であるか、今のところそれは、私どものほうでは分かりません。少なくなるかも分かりません。高くなるかも分かりませんということで、ご理解ください。
	末武議長 本屋敷議員	3番、本屋敷崇君。 再々質問ですけど、議運を傍聴させていただいた中で、その時の総務課長のお話では、各病院からいったん保険機構に預けて、その保険機構と病院、保険会社とかが契約するという形でお話を聞いたんですけども、それであるんであれば、この保険機構が各病院から、1人あたり3万円分の保険金を徴収するんかと思つたんですけども、そこが飛ぶんであれば、うち5万円の保険金掛けりますから、医療費に5万円上乗せしますという話になれば、各出産する者に対しては、今の現行の医療費よりも5万円上がるというような形になって、5万円上がるけど3万円までの上限とした、3万円までしかみませんよということになるんであれば、出産する者に対してはとてもつらい状況にあるんですけども、そこは、その保険機構が3万円を1人あたりとして徴収するのかどうか、その額さえも決まっていないのかどうかということを少し聞かせていただきたい。

	<p>末武議長 竇智福祉 保険課長</p> <p>竇智俊史君。</p> <p>ただいまのご質問ですけれども、あくまでも補償制度でございますので、本人負担は変わりません。増えるわけではございません。その35万円というのは、各保険者から一時金としてお渡しすると、支給するというものでございまして、それとは全く別なんです。医療事故の補償のための制度ですんで、患者とは申しませんけれども、出産は病気ではないんで、出産の時の一時金ということで、保険者が出産をした方に対して支給をしておるということでございます。本人負担は増えません。増えるということではありません。システム的には、医療機関と特定機関、特定の医療機関いうんですけれども、そこと、会社ですね、損害、そこと機構的には12月の頭に決まったもので、まだそのシステム的には概略しか耳に入ってないんですけども、そういう団体をつくって、そことその中へ加入する。診療所なり病院が、産科の。それで、そことその中で加入した何かの機構をつくって、保険会社と契約ということになろうかと思います。まだ、1月1日からですんで、今からシステムづくり等々はやっていかないかん。それは病院がやることですけれども、病院とその機構をつくる、そういう事務煩雑になりますんで、個々にはたぶんやらないと、病院が機構をつくって、団体でつくって、それと保険会社との契約ということになろうかとは思います。ですから、あくまでも、事故のあつた場合の補償制度ですから、言葉はあれなんですけれども、保険者には関係がないところで、病院とか産科の医院についての救済措置です。</p>
末武議長 藤田議員	<p>9番、藤田昌大君。</p> <p>よく似た感じながら全然違うと思うんですが、この説明を聞いた時、3万円を限度としていることで、だから、その医療機関の補償制度をするところをつくって、そこへ基金として入れていって補償すると、僕は理解しちゃったんですが、そのなかで、必要があると認められた時どうのこうのいうんがあるでしょう。だから、3万円は上限であって、3万円ではないということですね、解釈は。その金額の決定の仕方をどういうところで決めるんか、どういう基準があるんかいいうんはちょっと疑問なんですね。たとえば、産婦人科と総合病院と助産院とかそれぞれ金額変わると思うんです。それはどこでどう判断して、どの機関になるのかいうところと、もうひとつは、想定額の3万円×乳児の出生率の中でこのぐらいあって、事故はこのぐらいあらうと、たとえば1件につき、5千万なり1億円の補償金があると。そういう裏付けの中の3万円か、それとも漠然とした部分かですね、やっぱり基本的な部分の3万円がいると思うんですよ。たとえば、こここの病院やったら2万5千円の掛金でええとかね、いろいろあると思うんですね。そのへんの決定基準がどこにあって、どなんするんかいいうのがちょっとそのへんが不明瞭なんですけども、原則3万円と、僕は理解しちゃったんですよ。上限で、町長が規定に、必要と認めれば変えてもええと。その利用額を設定するのはどこでどなんなるんやが全然分からんのですよね。たとえば、今、香川県の場合やったら、一括してくれたらありがたいですが、そやけど、町長</p>

	<p>藤田議員</p> <p>が定めるということになったら、町長の責任重なりますよね。そのへんが医師会の組合とのあれになるのか、香川県やたらこのへんの部分ですよ、都会やったらこのへんの部分ですよいのがね、そのへんの金額決定の根拠が全然分かってこんし、3万円限度やから1万円でもええが2万円でもええがというとこになるでしょう、当然。そのへんの決定はどこがどういう機構でやるんですか。ちょっとお聞きします。</p>
	<p>末武議長</p> <p>寶智俊史君。</p> <p>ただいまの藤田議員さんのご質問ですけれども、3万円の根拠ということですが、これは国民健康保険法の施行令、12月2日に閣議決定で、5日に公布になりました。それを受けた額でございます。</p>
	<p>課長の答弁、それで仕方ないと思うんですよ。だから、我々として決める時に、こうこうこういうのがあったんやなということになかったら、たとえば、ここの病院行ったら、2万5千円の請求されたと、掛金を。こっちやったら何ぼやいるのは、やっぱりそれは明らかにしとかんと、町としても非常に困ると思うんですよ。そのへんで、基準額とかそんなんがね、当然、病院の規模とかそういういたんで変わるんじゃないかと思うんですが、変わったんでも困るんやけどな。病気のその時の出産の状況によっては、それぞれ、医療機関の手当てや対応の仕方変わると思うんですよね。そのへnde、やっぱり、どんな基準でどんなに、この想定額はあると思うんですよ、大体ね。そのへんが、今、閣議決定やきん、分からんとは思いますが、そうなれば、いろいろ問題点、いろいろ説明をせんと、たとえば出産した人がどこ行つたらええかとか、そういうのが出てくると思うんですね。当然、今、この前の分でも白川議員がやった分、妊娠婦健診が5回から14回になりますよということになりましたよね。そういうなかで、当然、予測されてくるんですよね。たとえば逆子やったからとなるとかですね、いろんな分があって、その分の想定だらうと思うんですよ。そういういた分が、産科の、産婦人科の医師の質や設備にもよると思うんです。そういういた部分が、基準のあれに入るんか入らんのかちょっと。それと、決めるとこをですね、明らかに、ある程度はできる範囲は明らかにしとつもらいたいなと思うんであります。以上です。</p>
	<p>末武議長</p> <p>寶智俊史君。</p> <p>ただいまの藤田議員さんの再質問でございますけれども、基本的には出産一時金は変わらない。補償としては、国民健康保険、上位法はありますんで、それを受けましての国保の町の条例改正でございます。3万円というのは上限ということで、それより安いか高いか、それは今から機構と保険会社との契約、交渉です。我々はそれは、知らされないということでございます。保険金の額には分からないということでございます。</p>
	<p>末武議長</p> <p>2番、小亀重喜君。</p>

	小亀議員	たぶん、なかなか分からぬから、そういうご返答になるんだと思うんですが、一言、ですから患者さんというか、子どもが産まれるお母さんというか、その方にとって、負担増になるかどうかということだけを聞きたいんです。結局、お聞きしたら、書いてますとおり、被保険者が出産した時はと書いてありますので、出産した後で一時金が入りますよね。35万プラス3万円が加算されると。その3万円いうんが一種、立替払いみたいになっとんではないかと思うんですよ。1回、患者に病院の方から請求がきて、出産されて払いますよね。その時に、お医者さんのほうからの明細で、今度の貸し担保やないんですけど、保険料分みたいなのが上乗せして請求されるのかと。たとえばそれが2万5千円分、今度こういう規定ができたので、新しく請求します。そこへ3万が乗ってくるなら、その範囲内なんですよ。でも、5万とか乗ってきたときに、3万しかもらえないでは2万どうすんねんという、そういうことが起こらないんですかということを聞きたいんです。ですから、お母さんにとってみて、この制度が自己負担が増えてしまうようなことはありえないのかと。それがどうも今お聞きした時には、水際で発生しそうな予感がするんです。それがはつきりしてないのかどうかということをちょっとお聞きしたいんです。
	末武議長	寶智俊史君。
	寶智課長	小亀議員さんのご質問ですけれども、本人負担は増えませんということでご理解をお願いしたいと思います。
	末武議長	川原茂行君。
	川原議員	これができると、改正後のところで、町長に非常に判断が難しくなってくると思うわけですね。この改正後の字句にあわせますと。町長が健康保険法施行条例にあわせて、36条の規定を勘案し、必要があると認めた時は、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとすると。町長が認めるか認めないかの判断。こういう解釈も成り立つわけですね。町長さんが、これはもう認めましたというと、これはちょっと厳しい、こうはちょっといかんと言われればそれまでだと。こういう条例なんですね。そういう解釈でいいですか、町長さん。現行と改正後はこうなるといつておるんですが、そこを町長さんにお聞きいたします。
	末武議長	議場の時計で11時30分まで休憩といたします。 (休憩 11時13分)
	末武議長	休憩を戻して、会議を再開いたします。 (再開 11時30分)
	栗田町長	町長、栗田隆義君。 川原議員さんの質問にお答えをいたします。 今回改正されました、改正後の第5条の中で、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案しとありますが、この第36条と

日程第 31	<p>栗田町長 いうのは、被保険者が実際に保険の資格があるかないかという規定でございます。必要がある時認めるということは、実際にその方が出産をされているかどうか、それを確認して支払うという意味でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>末武議長 これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。ただいま議題となっております議案第 27 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 27 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 27 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 31 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>建設経済常任委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--------	---

日程第 32	末武議長	<p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。</p> <p>日程第 32 意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>総務常任委員長より、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。</p>
日程第 33	本屋敷議員	<p>日程第 33 意見書第 2 号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>3番、本屋敷崇君。</p> <p>道路特定財源の確保のための意見書の時にも反対をさせていただきましたが、今回も同じような観点から反対討論をさせていただきます。</p> <p>今現在、香川県の道路密度は全国 4 位であり、道路舗装率は全国 1 位、宮崎や和歌山や高知のような山間部をたくさん抱えるようなところと比べれば、我が県は道路整備は進んでいると言えます。利用者満足度においても全国 4 位という成績の中で、香川県の県民、町民としては、道路ではなく、福祉や教育への財源の移行を望んでいるのではないかと思います。また、国のはうとしては、国の現在の借金は 850 兆円に上ります。1 年間の利子だけで約 16 兆円、GDP 費は 100 % を超えるのがイタリアと日本だけであり、180 % は世界 1 位であります。この 180 % ということが勘案して、現在のような金融危機にいたってもですね、カンフル剤となるような財源を出せないという状況にあります。抜本的にハード事業からソフト事業への移行が望まれる中、この 850 兆円という借金を返すのは誰でしょうか。やはり、今後の子どもたちや産まれてくる子どもたちであることを考えれば、一部の方が言われるように、道路特定財源が道路のためというのであれば、道路整備のためにつくった借金のために充てるのが妥当なのではないでしょうか。また、公共事業による内需拡大の有効性のなさというのが、バブル崩壊後の日本の借金を無限増に生み出してきた状況にあります。その背景としては、法人税の引き下げ、累進課税の引き下げ、労働組合組織の弱体化等が行われて</p>

	<p>本屋敷議員</p> <p>いる現在のこの状況において、公共事業をうつても、内需拡大にはつながらないという状況にあります。そういうたなかで、建設業の方々に求めるところであれば、農地法を改正し、他業種の方の農地参入、農業参入を認める等などの条例を出すことのほうが先ではないかというような観点から、今回の地方道路整備のための財源確保に関する意見書に対しては、反対させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
末武議長	<p>谷森哲雄君。</p> <p>今の反対の意見はよく分かるわけでございます。私も、反対者の意見をほんとに筋が通っているとは思いますが、しかし、現在の国の政策、あるいはまんのう町内を貫通しております主要な道路とかは、まだ整備が不十分であると。そういうような背景もありまして、建設経済常任委員会といたしましては、一部、この分については異論もありましたが、やはり、全体として、今の国的情勢、そしてまた、地方の情勢、また、本町の情勢を勘案、考慮した場合に、可決が正しいというようなことで、全会一致可決となつたわけでございますので、私は、この委員長報告のとおり、可決に賛成いたします。</p>
末武議長	<p>9番、藤田昌大君。</p> <p>今の道路行政の中で、国道32号線バイパスを見てみると、ようやく開通をしたんですが、無駄な出費がむちゃくちゃ多いと思うんです。信号をいっぱい付け回って、バイパスの機能はどこにあるんやということを、私は非常に感じます、高松まで行く時に。たとえば今、帰る時に、行きしは向こう通ったほうが早いんですが、帰りは旧道通ったほうが早いんです、実態は。分からんコーンをつけたり、進入路をつけて、結局その進入路が役に立っていないということがむちゃくちゃ多いんですよ。だから、32号線バイパスの、今の32号綾歌、綾南、まんのうバイパスの部分についても、むちゃくちゃな、どこに建設省の指導性があるんやと、国交省ですか、今、いうことを非常に感じます。蛇行してやって、ほんとうに国民のため、町民のためになつとんかいうことがよくありますし、この32号猪鼻道路をはじめとする広域道路でしょう、32号バイパスにするんやったら、我々が求めとる丸亀三好線のほうがずっとこっちはありがたいんですよ。そういうたぶんで、32号線バイパスを感じた時に、今からあそこ大きなトンネル抜いて、何の効果があるんやと。高速道路もありますし、そういうた部分で、32号線は今、あの部分で不自由を感じませんし、善通寺の32号線バイパスを見た時に、善通寺進入する時に、あんな鋭角の設計をしているんでしょう。だからほんまの、求められていることをやっとるんか言うことを考えたら、無駄な出費がむちゃくしゃ多いと思うんで、そういう警告を与える意味でもですね、今、谷森議員の言うことは分かりますけれども、やっぱりちょっと考え方を改めてくれということで、反対討論させていただきたいと思います。</p>
	<p>以上です。</p>

	<p>末武議長 三好議員</p>	<p>三好勝利君。</p> <p>なるほど、2人の意見はご無理ごもっともで、聞こえはなるほど素晴らしい、一遍通りの国を思い、地域を思い、素晴らしい意見だとは思いますけど、香川県の現状を挙しますと、やはり人口10万あたりの交通事故死亡率が非常に好ましくないという現状は皆さんお聞きいただいとると思います。これは、交通マナーもありますけど、やはり道路の現状が、狭いところで、そんなに急いで何になるというようなキャッチフレーズもありますけど、道路整備はまだまだ行き届いておりません。それと、ややもすれば、公共工事に使えば泥棒に金を持っていかれたような言い方をしますけど、やはり、この整備は、我々子供の時から比べたら、このバイパスができ、瀬戸大橋、高速道路、いくら生活様式がよくなつたかということをやっぱり考えていただきたい。そんな中で、やはり、我々においては、まだまだ地方路線の整備、前回もやかましく言っておりますけど、そのへんの、たかが50メーターか100メーターのしまいができるような地域ですので、このへんはもっともっとやっぱり積極的に盛り込んでいって、新しい町をつくるのには、やはりまだまだ道路の整備が不可欠だと思います。一部、坊ちゃん代議士みたいに、山中で、人間がおらんところで道路つけてどうなるかというような矛盾したような、坊ちゃんの代議士がおるから、いろいろ意見が分かれるんですけど、まんのう町、我々の地区においては、まだまだやはり、整備というのは必要だということで、委員としては全会一致で可決を皆さんにお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
	<p>末武議長</p>	<p>これより、意見書第2号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案を起立により採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。</p>
<p>日程第34</p>		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>本屋敷議員</p>	<p>日程第34 意見書第3号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>3番、本屋敷崇君。</p> <p>先ほどの話とも少しかぶるんですが、今現在、地方分権推進委員会の中で、国の地方整備局と県による二重行政が指摘されている中で、地方整備局の事務所・出張所の廃止という案が出てきております。そもそも地方自治体は、補助金、交付金をもらうために、交通量の多い少ないに関わらず、国の一連の規定に整備を進めているところがあります。先ほどおっしゃられていたようなこともですね、交通量の有無に関わらず、国道であれば3.5メートルの歩道はつくようなこともあります。これを、財源を委譲していただき、その県の状況に合わせれば、今、3.5メートルの歩道がついているところを1.5メートルにすることによって、</p>

	<p>本屋敷議員</p> <p>数百メートル先に歩道を確保することもできます。地方分権を推進する上では、国ひも付きの予算をいただくよりは、地方としましては、地方として、人、お金、権限の移行をしていただき、不足する技術者を補い、地方独特の発想による広角的な国道保全を目指すことが望ましいと、私自身は考えますので、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書には賛成できません。</p> <p>以上です。</p> <p>末武議長</p> <p>13番、松下一美君。</p> <p>13番、賛成の討論をさせていただいたらと思います。</p> <p>意見書3号につきましては、これは委員会の中で、私も、この意見書が届く頃には、内閣も20%を切るという状況で危ぶまれたところでありますけど、やはり、この中にもうたっておりますように、土器川の整備、あるいはまた、国道11号、32号、319号とまだまだ整備をしていかなければならぬと思っております。ましてや、土器川にいたっては、県河川よりも整備が遅れているのが現実であります。しっかりとやっていただきたい。そしてまた、国道32号につきましても、本来でありますと、買田から高松まで、2ヶ月早く開通するところがありましたけれど、一部未買収地域もあるというようなそういう間違いがあったのも事実であります。そういう観点で、遅れていますところを、やはり2年ともかかるとも言われております後の整備につきましても、しっかりとやっていただきたいというところで、賛成とさせていただきます。</p> <p>末武議長</p> <p>これより、意見書第3号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書案を起立により採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第35 意見書第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより意見書第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--	--

日程第 36	末武議長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 36 閉会中の継続調査についてを議題といたします。</p> <p>本件は総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査、並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、次回閉会中の継続調査をすることに、決定いたしました。</p> <p>以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>これにて、平成 20 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。 (閉会 11 時 50 分)</p>
--------	------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月22日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

